

国民学校期における合科教授の思想と総合教授・課外の施設

—教科課程編成原理の転換と学校儀式・行事の位置づけ—

小 野 雅 章

はじめに

2017（平成29）年3月に小学校・中学校の学習指導要領の改訂が行われた。高等学校についても現在改訂作業が進行中であり、早晩新学習指導要領が告示されることになる。今回の改訂で注目されたのが、アクティブラーニングへの論及である。これを学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」と表現している。文部科学省の資料¹をもとに要約すると、「深い学び」は、問題発見・解決を念頭に置いた学習、「対話的な学び」は、他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める学習、そして「主体的な学び」は、子ども達が見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる学習である、ということになる。

こうした学びは、方法論として有効な側面を持っており、日本でも大正新教育運動以来の実践の蓄積がある。大正新教育運動の経験が戦後新教育運動に活かされ、その実践が、1989（平成元）年の学習指導要領改訂時の新学力観の提示で再度注目され、1998（平成10）年の学習指導要領改訂により総合的な学習の時間の設置に至る、というストーリーも説得力がある²。

今回の新学習指導要領改訂を貫く特徴のひとつは、文部科学省による教育方法への積極的関与である。国家が、子ども達の主体性の重視に言及しながら、その一方で、教育方法についてまで主導権を握ろうとするということには、どういう意味があるのだろうか。この点について改めて問い直す必要がある。さらに、「主体的・対話的で深い学び」が、日本に根付くようになった過程を再検討することは、「総合的な学習」や特別活動を原理的に考察するための必要不可欠な基礎作業になると思われる。

本稿は、このような問題意識のもと、大正新教育運動の実践が、国民学校の皇国民錬成という教育目的達成のための有効な方法論に転成したうえで導入された経緯を、総合教授と課外施設との事例を中心にしながら検討しようと思う。

1. 1920年代の教育改造論に至る系譜

1) 公教育の定型化と教育内容・教育方法

日本の近代学校制度は、明治5（1872）年の学制により発足した。明治政府は、米国からM.M.スコット（M.M. Scott）を招へいし、師範学校教頭にして一斉教授の導入を図った。スコットが日本に導入したのは、米国を經由したペスタロッチ主義教授法のObject Lesson（庶物指教）であった。教科書は、すべての子ども達の手には渡っていなかった。校舎や教室についても統一基準はなく、区々であったため、スコットが主導した庶物指教は、ペスタロッチの直観教授の精神からかけ離れ、掛図を用いた紋切り型の「問答」であった。ペスタロッチ主義を標榜しながらも、暗誦を強要する授業であった³。

1880年代に入ると、教育条件が徐々に整備されるようになった。お雇い外国人に替わり日本から派遣された留学生が帰国し、それぞれの分野で近代化を主導した。教育の分野は、米国の師範学校に派遣された伊澤修二、高嶺秀夫、神津専三郎が帰国し、形式主義に陥った庶物指教を本来の実物教授に転換する努力が図られた。高嶺秀夫は、「総テノ教授ハ実物的ノ性質ヲ有スヘシ」（『東京茗溪会雑誌』第2号、1883年2月）と実物教授の重要性を説いた。さらに、高嶺は、授業に「図画等ヲ用意スルハ勿論ナレドモ、教師ハ唯既成ノ図画ヲ用意スルヲ以テ満足スヘカラス、必ス自身ニ図画ヲ画クコトヲ知ラスヘカラス」（同前、第16号）と開発教授法の方針を示した。これをさらに進めたのが、高嶺指導のもとにあった若林虎三郎、白井毅による『改正教授術』（1883年）の編纂であった。『改正教授術』は開発教授法の雛形となった。「活発ハ、児童ノ天性ナリ、動作ニ慣レセシメヨ、手ヲ習練セシメヨ」などと活動的授業を重視した。

「明治14年の政変」以降、日本は、ドイツに範を求める近代化に方針を定めた。1887（明治18）年にハウスクネヒト（E. Hausknecht）が来日し、1890（明治23）年まで帝国大学でライン（W. Rein）などの教育学書により講義をしたことで、日本にヘルバルト学派の教育学が紹介された。これを契機として、1890年代頃から日本の公教育における教授法としてヘルバルト主義教授法が採り入れられた。ヘルバルト主義教授法が、日本に受容された理由は、以下の二つにまとめることができる。

第一は、ヘルバルト教育学の根本的性格は、教育の目的を道徳的意志の陶冶において、この意志の指向すべき目標を倫理学によって究明された根源的理念としていることである。これが、日本の教育勅語を教育目的とした徳育重視の教育と合致した。さらに、ヘルバルトが説く五の道念（内心の自由、完全、好意、正義、報償）は、儒教の信、知、仁、礼、儀に照応するとして谷本富の説が採用され、「日本化」したことによる。

第二は、段階教授により、授業の過程が具体的に示されたことである。ヘルバルトは五道念の実施のための教授を教育教授（der erziehende Unterrichte）と呼び、この教授の段階を明瞭・連合・系統・方法の四段階とした。ヘルバルトの弟子であり、ドイツ公教育の理論を支えたチラー（T. Ziller）は、これを分析・総合・連合・系統・方法の五段階に、

また、ラインは、予備・提示・比較・総合・応用という実践的な用語に改めた。問答法や開発教授法は、整然たる授業の体系を持っていなかったのに比べ、ヘルバルト主義による五段階教授法は、授業の過程が具体的に体系化されていたため、経験の浅い教師にも実行可能な教授法として受け入れられた。

本来は、ペスタロッチが「直観から概念へ」という抽象的な教授過程を、心理学の成果を踏まえた精緻に体系化したヘルバルト主義教授法であるが、日本に導入されると本来の精神は排除され、「小学校教則大綱」(1891年)、あるいは「小学校令施行規則」(1900年)の内容を効率よく教授する方法論として認知された。こうして、予備・提示・応用という三段階の授業過程が日本に定着した⁴。

2) 新教育運動の台頭による教授法改革

日露戦争・第一次世界大戦を経験した日本は、従来とは異なった人材を必要とするようになった。それは、帝国主義段階に入った世界の状況に対峙し得る人材、すなわち、「能動的」に諸問題に対応できる人材であった。そのため、画一的な教育ではなく、自学主義にもとづく多様な教授法・学習法が注目されるようになった。これが大正新教育運動へと発展した。周知のとおり、大正新教育運動は、日本の資本主義の発展に大きく寄与する都市中間層の支持を得た。その結果、大正新教育運動の実践は、都市部にある私立学校や師範学校附属小学校を中心に行われた。主な私立学校として、明治末に西山哲治が創設した帝国小学校(1912年)、中村春二の成蹊実務学校(1915年)、沢柳政太郎による成城小学校(1917年)、さらに野村芳兵衛の児童の村小学校(1923年)、赤井米吉の明星学園(1924年)などがあるが、何れも経済的に恵まれた都市中間層の子弟を集めた。私立学校とともに大正新教育運動を支えた師範学校附属小学校としては、明石女子師範学校附属小学校で及川平治が、主著『分団式動的教育法』(1912年)にもとづき実践した「分団教授」が開始され、1919(大正8)年には、木下竹次が奈良女子高等師範学校附属小学校主事に、さらに同年千葉岸衛が千葉県師範学校附属小学校主事にそれぞれ着任し、新教育実践の理論化を模索した。

大正新教育運動は、従来のヘルバルト主義教授法による画一的教育を批判し、児童の自発性を重視し、生活に根ざした教育を主張する点において共通性があった。なかでも、沢柳政太郎設立の成城小学校は、この期の新教育実践の特徴をよく示している。同校は、教育の実際上の重要問題を、科学的・実証的に研究する実験校という性格を付与されていた。そのため、修身科は4年生以降、算数は2年生以降にそれぞれ導入、理科は自然観察を中心に1年生から開始するなど、子どもの発達段階に合わせた実践を行うとともに、個性重視の理念からクラス30名の少人数制を堅持した。学校図書館の充実も特徴の一つであった。こうした設備が、ダルトン・プランなどの教授法の積極的導入を可能にした。

一方、奈良女子高等師範学校附属小学校では、主事木下竹次を中心に「奈良の学習」が実践された。木下は、国民学校の教育にも大きな影響を与えた、合科教授を実践するとと

もに、学校行事や教科外活動を「正課」として取り扱うことを主張した。千葉県師範学校附属小学校は、主事手塚岸衛を中心に「自由教育」を実践した。これらは、何れも当時の伝統的な画一的教授法への批判のうえに理論化し、実践したところに共通性がある⁵。

3) 大正新教育運動の展開とその限界

ヘルバルト主義による定式化された教授法への批判、及び学習者の自発性と生活を重視する点は、大正新教育運動の共通するところであった。しかし、こうした自由主義を基盤とする教育を、当時の文部省が全面的に承認したわけではなかった。とくに、教育勅語と直接かかわる修身・歴史については、厳しく介入した。この点について、長野県松本女子師範学校附属小学校を舞台とした「川井訓導事件」を事例にして検討したい。

「川井訓導事件」が発生した長野県は、明治期の就学率が常に全国のトップレベルを保持し、「教育県」として知られていた。同県は、1910年代以降、①長野師範学校附属小学校の研究学級、②白樺派教員たちの教育実践、③自由画教育運動など、大正新教育運動を特色づける実践が行われた。結果として、当時の長野県は、全県規模で国定教科書に依拠せず、子どもの自由な発想を重視する教育実践を行っていた。

文部省や県当局は、こうした状況に危惧を抱いていた。とくに、修身科の授業で、国定教科書を使用せず、『ゴッホの生涯』やトルストイ『イワンの馬鹿』を教材とするような白樺派教員の教育実践は、文部当局や長野県当局にとっては、目に余るものであったのであろう。文部省は、各県に対して、1924（大正13）年5月14日に、次官名で「近来小学校ニ於テ教科書ノ解説若クハ教科書類ノ図書ヲ副教科書又ハ参考書ト称シテ使用セシムル向之有ルヤノ趣、右ハ教育上少ナカラザル弊害ヲ来スモノト存ゼラルルニ付、嚴重ニ取り締マリ相成タク」と命じた。長野県は、従来から教員の自主的組織である信濃教育会による、教員研修や教材研究の伝統があった。国定教科書そのものは否定しないものの、実際の使用者としての教員の側からみた欠点や使いづらい点を検討し、学習者である子どもたちの発達段階に合わせた教材を用意し、これを「副教科書」、「参考書」として使用した。国定教科書を求める文部省・長野県当局とこれに抗する信濃教育会とそこに所属する教員とが対立する状況にあった。

こうした状況下、川井訓導事件⁶は勃発した。1924年9月2日に長野県は二人の臨時視學員（樋口長市・長田新）と県の学務委員とによる10日間におよぶ視察を開始した。川井訓導事件は、この視察の間に起こった。この視察は、県を二つに分けて、樋口が県の中南部を、長田が県の北東部を担当した。事件は、9月5日に発生した。授業科目は修身である。教室には生徒が39名おり、参観者は40～50名が子ども達の背後に立ち、樋口長市視学委員、畑山余四男学務課長、道田間平県視学は腰かけて参観した。川井は、この修身の授業で国定教科書を使用せず、森鷗外『天保物語』のなかに収められている短編小説「御持院ヶ原の敵討」を教材にして説話をを行った。川井は、「教授により児童の道德意識にも十分触れ得ることを信じ、またこの感動を養い置けば後に修身書取扱の際、『孝行』『克己』

『志を堅くせよ』等は、優にこの例話の回想によって理解し自得し得べきである」（『信濃教育』第456号）との考えから、国定教科書は使用せず副教材による授業を行った。

県学務課長の焼山余四男は、国定教科書を使用しない授業を厳しく非難した。樋口長市もこれに同調した。そればかりか、川井の樋口に対する、「修身科というものは、どういう風にやればよいかという根本問題についてのお話を願いたく思います」（同前）との問いに対して、樋口は、「信州人は詭弁で困る」（同前）としか答えなかった。その後、長野県知事海谷光貞は、川井に「始末書」の提出を求めた。しかし、川井はこれを拒み、この経緯に関する理由書を提出するにとどめた。川井は、この理由書で、教育勅語の教育理念に何らの異論もないが、国定教科書の内容が子ども達にとって難解との理由で、副教材を使用したと主張した。

当時の信濃教育会や世論も川井を支持したが、川井は休職処分となり、その後退職した。失職した川井は、樋口長市とともに臨時視学委員を務めた長田新の誘いを受けて、広島高等師範学校にて中等教員の免許を取得し、高等女学校教頭などを勤めた。大正新教育の展開期、八大教育主張の一人に数えられる樋口長市が、国定教科書を用いないという理由で、川井訓導の授業を批判し、ついには辞職に追い込んだという事実は、大正新教育運動の限界を端的に示している。

2. 国民学校構想にみる教育内容・方法論

1) 教育審議会における国民学校制度の設計

上述のとおり文部省は、国定教科書以外の教材を用いることに対しては、必要以上の統制を行ったが、大正新教育運動の成果を、教育のなかに取り入れる努力も怠ることはなかった。戦時下の教育改革は、「皇国民錬成」の方針のもと、皇国史観にもとづく教育理念と戦争遂行のための高い技術力の養成を大きな教育目標とし、それを最大限の効率をもって達成することを目指すことを課題とした。

このような課題を解決すべく設置されたのが、教育審議会であった。教育審議会は、1937（昭和12）年12月10日に勅令第711号「教育審議会官制」により内閣に設置された、内閣総理大臣の諮問に応じて、「教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議」する機関であった。教育審議会の設置に至る背景には、20世紀初頭からの学制改革・教育改革の集大成・総決算、およびその改革を国土計画や人口問題などの総合国策のなかに新たに位置づけようとする課題、1935（昭和10）年の天皇機関説事件以降に顕在化した新たな国家理念（天皇の神格化）に対応した教育内容・教育制度の構築という課題、そして、日中開戦以降に展開された国家総動員体制に対応するという課題があった。さらに従来の教育関係審議会が、制度改革のみに傾倒していたとの認識から、教育審議会は、「教育の内容及制度の全面に互る刷新振興の方策」⁷を審議した。

教育審議会での審議のうえに創設された国民学校は、それまでの義務教育の在り方に大

幅な変更を行った。とくに、義務教育年限を8年に延長（戦局悪化により無期延期に）し、就学義務を徹底したことが特筆される。国民学校は、法制度上私立はあり得ないものとした。一方で、大正新教育運動の成果を積極的に採り入れた。周知の通り、国民学校ではそれまでの教科を統合し、国民科（修身・国語・国史・地理）、理数科（算数・理科）、体錬科（体操・武道）、芸能科（音楽・習字・図画・工作・裁縫・家事）、実業科（農業・工業・商業・水産）⁸とし、合科の思想を取り入れた点、国民学校初等科1年、2年における総合教授の導入、理科における実験・観察、国語における話し方の重視などがそれである。

国民学校の教育は、「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」（国民学校令第一条）としたうえで、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ」（国民学校令施行規則第一条第一項）と、国体史観にもとづく皇国民錬成を目的にしていた。さらに、その目標を達成するために採用したのが、大正新教育運動の最良の遺産ともいえる教育方法における科学性や子どもの自発性の重視であった。

これをして、「日本近代教育の遺産の継承と、それを皇国民錬成の理念と結合せざるをえなかったことが、国民学校教育の内部矛盾であり」⁹との指摘もあるが、そもそも教育方法は、教育目的を達成するための技術論であり、皇国民錬成という教育目的の達成のため、極めて合理的な選択をしたとするのが妥当であるようにも思われる。以下、こうした点をより具体的に検討してみたい。

2) 国民学校における合科思想と教育方法

教育審議会における国民学校制度創出に向けての議論で、一つの中心となったのが、従来の教科を統廃合して、さらにそれを合科教授の方針に関する事項であった。国民学校制度を検討する、「国民学校、国民実習学校要項」の審議は、教育審議会審議のなかでは、異例の展開であったとされる。教育審議会においては、原案は文部省各局長で構成する「幹事会」で作成するのが通常であった。しかし、「国民学校、国民実習学校要項」の審議は、文部次官伊東延吉を中心とした文部省の一部が要項を秘密裡に試案として作成し¹⁰、突如整理委員会に提出したため、会議が紛糾した。「国民学校、国民実習学校要項」で示された教科目は、国民学校低学年は、皇民科・自然科・訓練科とし、同高学年には、これらに体育科を加え、国民実習学校には、さらに職業科を加え、教科は総合教授を行うものとした¹¹。

合科について、伊東延吉は、「ニツ若シクハ三ツ或ハソレ以上ノ科目ヲ集メマシテ、本人ニ出来ルダケ具体的智能ヲ啓発シテヤラウト余リ細カク分レルコトカラ来ル弊害ヲ除去シテモット全的ニ『ゲザムト・ウンターリヒト』ト云フヤウナ訳デモノヲ教ヘテヤルト云フ立場ニアルモノデアリマス」¹²と説明した。さらに、文部省当局は、「国民学校及国民実習学校ノ精神ハ皇国民的精神ヲ以テ之ヲ統一スルト云フ所ニ一大眼目ガアシマシテ、其ノ

結果合科的ノ意味ガ其処ニ採入レラレル、教育ノ方法トシテ其ノ中ノ良イ所ヲ活カスコトガ出来ルト云フ考ヘ方ノ下ニアルヤウデアリマス」¹³と、合科教授は、国民学校の目的である、「皇国ノ道ニ則リ」国民を錬成するための有効な方法と明確に指摘した。

教育審議会の議論の過程では、合科教授の理論が新教育に系譜を持つものであることを理由に、皇国民錬成を目的とする国民学校教育には適当でないとの視点から反対する委員も存在した。下村寿一（東京女子高等師範学校長）は、「新教育論者ノ主義ガ文部省デ採用サレタナラバ、是ハ非常ナ『ラヂカリスト』ガ居リマスカラ、サウ云フコトニナツタラ私ハ大変ナ行キ過ギデハナイカト思フ」¹⁴と、大正新教育運動に系譜を持つ合科教授という教育方法を文部省が積極的に採用することに疑問を呈した。この発言を受け、林博太郎整理委員長は、「下村君ハ長野県デヤッタヤウナコトヲ非常ニ恐レテ居ラレマシタケレドモ、今度ハ皇民精神デー貫シテ行クト云フコトニナレバ、サウ云フコトハナイダラウト思ヒマス。純教育的ノ自由主義ハ行ハレルケレドモ、国民教育以外ノ自由主義ハ行ハセナイヤウニシナイトイケナイト思ヒマス」¹⁵と返答し、方法としての合科教授を採り入れることを是認した。林は、「皇民精神デー貫スル」という国民学校の目的をにするためには、大正新教育運動の成果としての教育方法である合科教授も必要との認識であった。伊東延吉文部次官も、「若シ今マデノ研究デ自由主義的ナ傾向ニ陥ラズシテ、多少ナリ共合科ト云フコトニ依ッテ研究サレタ『メトーデ』デモ利用デキルナラバ、良イモノガアレバ決シテ排斥スベキモノデハナク、何等カノ参考ニ供スルト云フコトハ非常ニ結構ナコト」¹⁶と、目指す教育目的達成のためには、有効な手段も積極的に採用する姿勢を示していた。国民学校では、皇国民錬成という教育目的を達成するために、「従来ノ並列的な教科を『皇国ノ道』への帰一をめざして統合し、国民生活に結びついた修練を重んじ知識の統合と具体化をはかること」¹⁷とし、その成果をより確実なものにするために、大正新教育運動の最良の成果としての教育方法を採用した。

3. 国民学校における総合教授と課外活動の積極活用

1) 解説書にみる総合教授と課外活動

文部省は、国民学校制度導入に当たり、担当官が中心になりラジオ放送、雑誌・図書により制度の概要についての解説を行い、周知と普及に当たった。なかでも、「国民一般がこの国民学校制度の根本精神を理解せねばならぬ。〔中略〕一般父兄もその国策としての重要意義を、十分認識し、理解せねばならぬ」との認識のもと、国民学校制度について、「前後十三回に互り、文部省当局者を煩はして『学校放送教師の時間』として連載放送せられたものを、講師の御承諾を得て輯録」¹⁸した、日本放送協会編『文部省 国民学校教則案説明要領及解説』（日本放送出版協会、1940年）は、国民学校の解説として、文部省の方針を明確に示したものであった。以下、同書に依拠し、国民学校における教育内容・方法について、文部省が何を求めていたのかを論じてみたい。

「国民学校教則案説明要領（改訂草案）」では、「五、各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關係ヲ緊密ニナラシメ之ヲ国民鍊成ノ一途ニ帰セシムルコト」について、「国民学校の教育は一に皇国の道の修練であるから、皇国の道の修練よりそれぞれの中心的観点により各科目が分節せられる。随つて各科目の教授は其の属する教科の教育目標に統合され、そして一切は皇国の道の修練に統合せしめられ、よつて以て皇国民鍊成としての教育の徹底を期せねばならない」¹⁹と、合科教授が皇国民鍊成の目的のための方法論であることを端的に述べている。さらに、「六、儀式、学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムルコト」については、「是等の施設中、儀式就中国家的儀式は国民的情操を涵養する絶好の機会であるからである。総じて諸般の行事を始め其の他作業体育施設等、諸種の施設による教育作用を重視し、教科と相俟つて教育の効果を全からしめようとすることは、近時の一般的傾向であつて、今回の改正に於ても之に対し特に深甚の注意を払つてゐる。〔中略〕是等の教育施設を出来得る限り教育的に整理し之を組織化すると共に、他方絶えず教科に於て教授せる事項と緊密に関連せしめ『併セ一体トシテ』力め」²⁰ることが重要であると解説している。国民学校の教育は、学校行事を教科の教育と併せてその実をあげることを前提にしていた。

総合教授については、初等科第一学年において、全部または一部総合教授の実施を認めたことについて、「家庭の未分化的な生活から学校の分科的教授に移行する過渡期に於ける未分科の教授を指し、それが教育上自然的で且つ必要な処置であること夙に識者に唱導せられ、諸外国に於て之を実施するもの少なくなく、我が国に於ても或る程度の研究は遂げられてゐる」としながらも、経験のある教員や十分な施設が伴わない場合は、却つて教育の効果を後退させる恐れもあるので、「一般の学校にありては文部省より地方長官に対し何分の指示をなしたる以後之を実施することとし、高等師範学校附属小学校、師範学校附属小学校等に於て適宜之を研究せしめ、其の效果に鑑み一步一步之を拡大することにした」²¹と、未経験の総合教授導入ということで、慎重姿勢を崩してはいなかった。

この点について、文部省の担当官は、「所謂、合科教授とか総合教授とか言ふものが、分科のための分離孤立を避け、あらゆる教科の融合統一を図るための方法であるとすれば、それは頗る望ましいことであるし、また分科したものを総合する意味ではなくとも、家庭に於ける未分科の生活から学校の分科生活に移る連絡上の措置だとすれば低学年では頗る自然的であつて、教育方法上、これまた適切なこととは思はれるが、所謂総合学習に関して既に今日まで二十余年の歴史を持ちながら、必ずしもその実績が挙つて居るとは言ひ得ない実情から見て、その際この方法を全国に対して一律一体に実施セシムルコトは相当の考慮を要するのである。それで、今回の改正では総合教授の実行について或る制限を置いたのである」²²と述べ、それ自体の効果について、さらなる研究の必要性を説いている。一般の小学校への総合教授の導入は慎重姿勢を崩さないものの、それを「今日まで二十余年の歴史を」持つとしているところに、方法としての大正新教育運動の成果を積極的に取り入れようとする姿勢もみえる。

2) 国民学校教育における総合教授と課外活動の実態

国民学校令の発布（1941年3月1日）に関連し、1941年3月29日に発せられた「国民学校令公布ニ付地方長官ハ其ノ要旨ヲ体シ国民学校ノ目的達成方」（文部省訓令第九号）は、「三、全一的統合ノ下ニ新ニ教科ヲ立テタルコト」とし、「国民学校ニ於テハ新ニ皇国臣民ニ必須ナル陶冶ノ分野ニ従ツテ教育内容ヲ初等科ニ在リテハ四教科、高等科ニ在リテハ五教科トシ更ニ之ヲ科目ニ分ツト雖モ之等ヲ全体トシテ相関連セシメ国民錬成ノ目的ニ統合帰一セシムルコトトセリ而シテ独リ教科ノミナラズ教科課程外ノ儀式行事等モ併セテ一体トシテ学校生活ヲ挙ゲテ国民錬成ノ実ヲ収メンコトヲ期シタリ」と、とくに教育課程・教育方法の側面で強調すべき点をあげている。

このような方針のもとに、「総合授業は、各教材を教科科目に分類編制することなく、即ち教科科目の編成を一旦解き放して、児童の生活を中心として、教材を排列して行ふ教育である。之は系統的な知能を養ふには不便であるが、児童の生活を指導し育成してゆくには、便益が多いのである。殊に児童就学の初期に於て、家庭に於ける未分化的生活から学校の分化的授業に移行する過渡期に於ける教育には、極めて有効適切な授業方法である」²³と指摘している。「国民学校令施行規則」第27条第5項で、総合教授は、「第一学年ニ在リテハ学校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ全部又ハ一部ノ教科ニ付総合授業ヲ為スコトヲ得」と規定しているが、これを、「各教科の全部に亘るものと、一部の教科即ち各教化中の二教科以上（全部に亘るものを除く）に亘るものと、教科中の各科目の全部に亘るものとの四種の場合がある。即ち教科の総合と科目の総合である」²⁴と解説している。初等科第一学年に限定しているが、やり方によっては大規模な総合教授が可能であった。

課外活動に関しては、「教科外の教育施設を重視し、之をして教科と密接なる関連を保たしめ、両者を併せ一体として、以て教育の実を挙ぐることに力むべきものとする。教科外の教育施設として挙ぐるべきは、儀式、神社参拝、学校行事、団体訓練、衛生訓練、勤労奉仕、修学旅行、農耕的戸外作業等である。儀式就中国家的儀式に至りては、国民的精神及情操を涵養する上に於て、無二の好機会であり、其の他の儀式、行事、作業、旅行に付いても、其の施設に依る教育的作用効果は、頗る重視すべきものがある。之を断片的、偶発的、臨時的に処理し去つて教科との関連を保有せしめざるに於ては、啻に其の教育的作用効果を完からしめざるのみならず、教育に於ける全体性、全一性、統一性の趣旨に反するものであるから、是等の諸般の教育施設を、出来得る限り、教育的に整理し、之を組織化すると共に。絶えず教科に於ける授業事項と、緊密に関連せしめ、併せ一体として、以て教科及教科外教育施設の教育的作用効果を全一的ならしむることに力むべきである」²⁵と、課外活動の重要性を指摘している。

「国民学校令施行規則」第31条は、「各教科及科目ノ毎週授業時数外ニ凡ソ三時ヲ限り行事、団体訓練等ニ充ツルコトヲ得」と規定しており、教科外活動を時間割の中に組み込むことを可能にしていた。さらに、1941（昭和16）年3月27日の「国民学校令及同施行規則実施ニ関スル件」（文部次官通牒発普115号）は、「国民学校令施行規則第三十二条ノ規定

ニ依り学校長ニ於テ定ムヘキ各学年ノ課程表ニハ同令施行規則第二十七条乃至第三十一条ノ事項ヲ配当シテ之ヲ定メシムルコト／行事、団体訓練ハ朝礼、神社参拝、合同体操、音楽練習、体育運動、衛生訓練等ニシテ毎週継続的ニ実施スル性質ノモノタルコト」とある。現行の特別活動に比べても、それよりも多い時間数を課外活動に充てることを可能にしている。

こうした方針による課外活動の具体像はどうなっていたのであろうか。ここに、広島高等師範学校附属国民学校の事例がある。これを紐解いて検討してみたい。広島高等師範学校附属国民学校学校教育研究会編『国民学校錬成の本道』（宝文館、1942年）は、儀式、学校行事について、以下のように記している。

学校行事は、児童が、国民科、理数科、体錬科、芸能科等に学び得たすべてのもの実践の機会である。それも分科された実践でなく、総合され、統合された実践である、行ずることによつて、学習事項が同化されるのである。一般的に見れば、学校行事は、教科教育に対して、かうした特色をもつわけである。²⁶

そのうえで、学校行事の内容として、「儀式」として（祝日・大祭日、教育勅語発布記念等記念日、入学式・卒業式等）を挙げ、「儀式以外の学校行事」として、①教育全般に関係するものとして、「修学旅行、臨海教育、学芸会、映画会、父兄会」、②訓育が中心となるものとして、「通学分団修練〔集団登校のこと一筆者注〕、全校作業、持ち物記名検査」、③体育が中心となるものとして、「身体検査、健康相談、歯の治療、運動会、遠足会、競歩会、水泳大会」、そして、④特に時局的なものとして、「神社参拝、時局講演会、皇軍慰問作品作成」を挙げている。④については、戦時下の状況を天的に示すものと指摘できるのだが、①から③については、そのほとんどが、『小学校学習指導要領解説書 特別活動編』（文部省、2017年）に例示されているものである。

当時の様子を伝える文書は、多くはない。そのなかで、稲垣忠彦・寺崎昌男・松平信久編『教師のライフコース 昭和史を教師として生きて』（東京大学出版会、1988年）は、長野県の事例ではあるが、教科外の活動の状況を当時の教員の証言として論究している。同書では、「郡全体では、五月二十七日〔海軍記念日の記憶違いか一筆者注〕の陸軍記念日に、御牧ヶ原で、大運動会をしました。国民学校と中等学校が連合でね。五年生位から上の生徒が参加したと思いますけれどね。東郷平八郎元帥の書いた『皇国の興廢この一戦にあり』という幟をするすると上げましてね。教練や陸上やかけっこや体操を通じて、士気を鼓舞しました。国民学校の初等科まで、こういうふうになってくるんですね」、「戦時中は、やっぱり学校の雰囲気が変わりましたね。精神主義的でね。やたら一つの型を作って、それに従わせるんですね。それからいわゆる行事ということで、お宮へ参拝するとかね。精神訓話とか、食糧増産とかね」、さらに、校長が白樺派であった学校（長野市山王国民学校）では、学校全体が軍国主義的にはならなかったとしながらも、「儀式とか行事

は頻繁でした」などの回想が確認できる²⁷。同書は、こうした状況を、「従来のいわば教科指導中心の学校から、戦争遂行とかかわる心身鍛錬や精神修養の強調される学校への大きく変わっていったことがわかる。それが『教科外の諸活動』となってあらわれ、彼らは強い印象を受けたのだろう²⁸と指摘している。

実際、学校沿革史でもこの時期の実態について、「第二国民たる国民学校児童の教育にも、親孝行から始まり、忠君につながる一連の『敬神崇祖』の内容が、数多く盛り込まれていった。／教科指導の面ばかりでなく、行事や儀式の面でもそれは重視され、四大節や新年拝賀式・神武天皇祭。新嘗祭等々多くの記念日が祝われ、宮城遙拝や国歌「君が代」斉唱等がなされた。また、氏神様や、各神社の祭典等も盛大に祝われ学校も休業となった。学校行事も多かったが、どれひとつをとってみてもこれにつながらないものはなかったといっているほどである²⁹とある。国民学校の教育においては、儀式他学校行事がことのほか重視され、頻繁に行われていたことがわかる。方法論としての学校儀式・学校行事は、その内容を皇国民錬成という目的に照準を合わせることにより、戦時下の教育において「成果」があったと評価できる。

おわりに

国民学校の教育目的は、皇国民錬成という皇国史観に基づく教育勅語の理念を徹底するものであった。その教育の行きつくところは、人命よりも天皇制国家を優先する人材を養成するものであったことは周知の事実である。このような、到底ひとりひとりの人間の幸福を追求するとは言い難い教育が、一時期とはいえ、人々から支持された理由は、どこにあるのだろうか。その理由として、方法論の斬新さにあったと思われる。国民学校の教育が方法論の上では、大正新教育運動の最良の成果を採り入れようとしたという指摘は、的を射ている。教育目的の内容が如何なるものであっても、その目的に合理的、かつ科学的に到達するための方法として、これら大正新教育運動の最良の成果が採用された。

国民学校期の教育実践には、現在の教育にも通じるような幾つの要素が含まれている。総合教授導入について、「国民学校令施行規則」第27条第5項で、初等科第一学年に限るとしたものの、その導入を条件付けて認めた。当時の解説書は、「各教科の全部に亘るものと、一部の教科即ち各教化中の二教科以上（全部に亘るものを除く）に亘るものと、教科中の各科目の全部に亘るものとの四種の場合がある。即ち教科の総合と科目の総合である³⁰と論じているが、現行の「総合的な学習の時間」の原理とほぼ同じである。また、儀式・行事についても、「国民学校令施行規則」第32条により、「各教科及科目ノ毎週授業時数外ニ於テ毎週凡ソ三時ヲ限り行事、団体訓練等ニ充ツルコトヲ得」と現在の特別活動への配当時間以上の授業時数を認めた。その内容をみても、現在の特別活動の学校行事とほぼ同じ内容のものが列挙されている。遠足や運動会など明治期からの学校行事、その後、大正期に盛んになった学芸会、修学旅行、臨海学校などを皇国民錬成という教育目的

に再構成して、国民学校期に積極的に導入されたのである。

国民学校期の総合教授や課外活動は、科学的な裏付けと大正新教育の成果を積極に取り入れ、方法論としては、極めて有効なものであった。このことは、現在において極めて有効とされる教育の方法論も、目的論さえ展開すれば、容易に皇国民錬成のための教育方法になることを示している。教育を考えるうえで、教育理念や教育目的を丹念に模索し、教育理念や教育目的との関係で教育方法を採用することが極めて重要である。2017（平成29）年改訂の小学校、中学校の学習指導要領の作成過程で、教育理念・教育目的の共有やそこに潜在する問題点などの議論は深まったとは言いがたい。アクティブ・ラーニング、すなわち、「主体的・対話的で深い学び」という方法論のみが注目され、それを一方的に強制しようとする問題点についても議論が深まっていない。人ひとりひとりの将来がかかっている教育に失敗は許されない。そのためにも今一度歴史的な検証が必要なのではないかと思われる。

注

- 1 「次期学習指導要領等に関するこれまでの審議のまとめ 補足資料」（平成28年8月26日 中央教育審議会教育課程部会 資料2-4）。日中央教育審議会教育課程部会資料2-4）
- 2 本稿のねらいとするところの、国民学校期の合科教授の理念やその実施に関する先行研究は、若干みられるものの、さほど多くはないが、天野正輝「国民学校教科課程における教科の『統合』と『総合教授』について」『研究集録』（東北大学教育行政学・学校管理・教育内容研究室）七、1976年9月が、この課題について最も詳細に検討している。ただし、儀式・行事については、ほとんど触れられてはいない。「国民学校令施行規則」第31条で、「各教科及科目ノ毎週授業時数外ニ凡ソ三時ヲ限リ行事、団体訓練等ニ充ツルコトヲ得」と規定し、教科外活動を時間割の中に組み込む、教科外活動を授業時間に実施することが可能であったことの重要性が認められるが、この点の実態を究明した先行研究はほとんど見られない。本稿は、こうした課題を達成するための予備的作業である。
- 3 明治初期の授業の実態の詳細については、『日本近代教育百年史3 学校教育（1）』1974年、教育研究振興会の「第二編 創始期 第一章 初等教育」、「第二節 発足当初の教育実態」575～588頁、「第三編 模索期 第一章 初等教育」、「第二節 教育実態の改編状況」1029～1051頁などを参照のこと。
- 4 開発教授法からヘルバルト主義教授法への移行については、稲垣忠彦『明治教授理論史研究』評論社、1966年、が詳しい。
- 5 大正新教育に関する研究は数多いが、ここでは基本文献として、中野光『大正自由教育の研究』黎明書房、1968年、をあげておきたい。
- 6 川井訓導事件については、さしあたり、和崎光太郎「大正自由教育と「赤化思想」—川井訓導事件とその周辺」『信濃』第59巻第10号、信濃史学会、2007年10月、1～18頁などを参照のこと。
- 7 「木戸文部大臣挨拶」『資料 教育審議会（総説）』、野間教育研究所、1991年、337頁。
- 8 このうち、芸能科の裁縫・家事、および実業科は国民学校高等科の教科目である。
- 9 寺崎昌男「第一章 概説」『講座日本教育史4 現代Ⅰ／現代Ⅱ』第一法規、1984年、14頁。
- 10 久保義三「第七章 国民学校教育における矛盾の諸相」前掲『講座 日本教育史4 現代Ⅰ／現

- 代Ⅱ』158頁。
- 11 『教育審議会諮問第一号特別委員会第八回整理委員会会議録』27～29頁。
 - 12 『教育審議会総会会議録』35頁。
 - 13 『教育審議会諮問第一号特別委員会第八回整理委員会会議録』27頁。
 - 14 『教育審議会諮問第一号特別委員会第九回整理委員会会議録』117頁。
 - 15 同前、118頁。
 - 16 『教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整理委員会会議録』39頁。
 - 17 小沢熹「第三章 教育審議会による国家総動員体制下の教育改革」前掲『講座 日本教育史4 現代Ⅰ／現代Ⅱ』65頁。
 - 18 多田不二「序」日本放送協会編『文部省 国民学校教則案説明要領及解説』日本放送出版協会、1940年。
 - 19 文部省「国民学校教則説明要領（改訂草案）」前掲『文部省 国民学校教則案説明要領及解説』、105頁。
 - 20 同前、106頁。
 - 21 同前、108頁。
 - 22 倉林源四朗「国民学校教則案の総論」前掲『文部省 国民学校教則案説明要領及解説』、21頁。
 - 23 船越源一郎『国民学校法規精義』東洋図書、1942年、90～91頁。
 - 24 同前、91頁。
 - 25 同前、97～98頁。
 - 26 広島高等師範学校附属国民学校学校教育研究会『国民学校錬成の本道』宝文館、368頁。
 - 27 稲垣忠彦・寺崎昌男・松平信久編『教師のライフコース 昭和史を教師として生きて』東京大学出版会、1988年、210～211頁。
 - 28 同前、211頁。
 - 29 『高島学校百年史』高島学校百年史刊行会、1973年、352頁。
 - 30 前掲『国民学校法規精義』、91頁。